

## 特定処遇改善加算 見える化要件について（令和5年9月～）

「見える化」要件とは、令和2年度から特定処遇改善加算の算定要件で、介護サービス情報公開制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的取組内容を公表しています。この算定要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的取組(賃金改善以外)につきまして、以下のとおり公表します。

### 加算取得状況

- 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）
- 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

### 処遇改善に関する具体的な取組み内容

	職場環境要件	当法人としての取り組み
やりがい・働きがいの構成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	毎日ミーティングを行い、利用者一人ひとりの状況把握や支援のあり方について共有を行っている。
生産性向上のための業務改善の取り組み	5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字とったもの)等の実践による職場環境の整備	5S活動の制度を導入し、毎日チェック表で守れているかを確認する整備を実施している。また、職場巡視などを通して、5S活動の徹底を図っている。
両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇取得推進が取得しやすい環境の整備	事前に希望をとり業務に支障が出ないようにすることで有給休暇を取得しやすい環境にしている。